

報告第5号

債権の放棄に関する報告について

高根沢町債権管理条例(令和3年高根沢町条例第28号)第9条第1項の規定により、債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月9日

高根沢町長 神林秀治

債 権 の 名 称	放棄した時期	放 棄 し た 債 権 の 件 数	放 棄 し た 債 権 の 額	放 棄 し た 理 由
水道料金	令和8年3月31日	25 件 (債務者 15 人)	126,995 円	消滅時効の完成 (条例第9条第1項第5号)